

徳島県福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、障がい福祉分野における人材不足が厳しい状況にあることに鑑み、他職種と遜色のない処遇改善に向けた緊急的対応として、障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための賃上げを支援するため、別表に掲げる障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援事業所等を運営する法人が行う賃金改善を実施するために必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象者は、徳島県内に所在する令和7年12月26日障発1226第7号「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱」及び令和7年12月26日こ支障第447号「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱」（以下「国の実施要綱」という。）に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等又は障害児通所支援事業所等（以下「補助対象事業所等」という。）を運営する法人であって、国の実施要綱4及び6に定める要件を満たす者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助対象事業所等は補助金の交付対象外とする。

- (1) 令和8年4月以降に新規開設された補助対象事業所等
- (2) 第5条に規定する計画書の提出時点で廃止又は休止となることが明らかになっている補助対象事業所等

(対象経費)

第3条 補助対象経費は、障がい福祉従事者の人件費改善のために必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、国の実施要綱7によるものとする。

(補助額)

第4条 補助額は、次の式により算出した額と補助対象経費の額を比較して小さい方の額とする。

補助額＝ア×イ×ウ（1円未満の端数切り捨て）

ア 基準月（原則として令和7年12月）における一月当たりの障害福祉サービス等又は障害児通所支援等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）

イ 1単位の単価

ウ サービス類型別交付率（別表に定める率）

(補助金交付申請書等)

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 前項の申請書には、国の実施要綱8（1）に基づく関係書類を添付しなければならない。

3 規則第3条の知事の定める期日は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業者は、補助事業に係る収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を、当該事業の属する会計年度の翌年度から起算して終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 国の実施要綱8(3)に規定する届出内容を証明する資料を、当該事業の属する会計年度の翌年度から起算して終了後5年間保管し、知事から求めのあった場合は速やかに提示すること。
- (3) 補助事業者は、本補助金の全額を障がい福祉従事者の賃金改善に充てること。
- (4) 補助事業者は、本補助金による賃金改善の対象とした職員の賃金水準(基本給、手当、賞与等を含む賃金全体の高さの水準)を、前年同時期と比較して低下させないこと。
- (5) 補助事業者は、賃金改善を行う方法等について、計画書等を用いて全ての障がい福祉従事者に周知すること。
- (6) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、交付金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画細部の変更とする。

(変更の承認の申請)

第8条 規則第5条第1項第1号又は第2号の規定による知事の承認を受けようとする者は、様式第2号による申請書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止・廃止)

第9条 規則第5条第1項第3号の規定による知事の承認を受けようとする者は、様式第3号による申請書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

- 2 規則第11条の規定による実績報告は、国の実施要綱8(2)に基づく関係書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに行なければならない。

(補助金の請求)

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第5号による補助金請求書により知事に補助金の請求をしなければならない。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第1項の補助金請求書に理由書その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 知事は、補助事業者に対して前条第1項又は第3項の補助金請求書を受領した後に、補助金を支払うものとする。

(過誤調整等)

第13条 知事は、障害福祉サービス等報酬の過誤等があり、交付決定額に変更が生じ、既に交付した額が交付決定額を超えることとなる場合、当該額の返還を命じることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月12日から施行し、令和7年12月のサービス提供分から適用する。

別表 徳島県福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援費補助金 対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	20.3 %
重度訪問介護	20.3 %
同行援護	20.3 %
行動援護	20.3 %
重度障害者等包括支援	20.3 %
生活介護	11.1 %
施設入所支援	22.2 %
短期入所	22.2 %
療養介護	22.2 %
自立訓練（機能訓練）	23.0 %
自立訓練（生活訓練）	23.0 %
宿泊型自立訓練	23.0 %
就労選択支援	11.4 %
就労移行支援	11.4 %
就労継続支援A型	11.4 %
就労継続支援B型	11.4 %
就労定着支援	11.4 %
自立生活援助	11.4 %
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1 %
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1 %
共同生活援助（外部サービス利用型）	14.1 %
児童発達支援	18.5 %
医療型児童発達支援	18.5 %
放課後等デイサービス	18.5 %
居宅訪問型児童発達支援	18.5 %
保育所等訪問支援	18.5 %
福祉型障害児入所施設	80.8 %
医療型障害児入所施設	80.8 %
計画相談支援	47.0 %
地域相談支援（地域移行支援）	47.0 %
地域相談支援（地域定着支援）	47.0 %
障害児相談支援	47.0 %

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。